

# 士別スポーツ少年団本部規程

## 第1章 総 則

### (設置及び事務局)

第1条 この規程は、一般財団法人士別市スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第36条に基づいて士別スポーツ少年団本部を設置し、事務局を士別市総合体育館内に置く。

### (名 称)

第2条 この機関は、士別スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）と称す。

第3条 本部は、士別市内のスポーツ少年団に登録された構成団体をもって組織体とする。

2 前項の登録は毎年度これを更新するものとする。

### (目 的)

第4条 生涯学習の理念に基づき、スポーツと地域での諸活動を通して心と身体の調和のとれた団員及び単位団と母集団を育成する。更には、明るく豊かな市民生活の形成を目指し国際感覚あふれた人づくりを目的とする。

### (事 業)

第5条 本部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (2) スポーツ少年団の育成指導と援助
- (3) 体力テスト会の実施
- (4) 交流行事の実施
- (5) 各種スポーツ少年大会への派遣
- (6) スポーツ少年団活動の調査と研究
- (7) 日本スポーツ少年団及び北海道スポーツ少年団への登録
- (8) 育成母集団の育成と援助
- (9) その他、目的を達成するために必要な事業

第6条 本部は、前条の事業に関する決定及び実施を有するものとする。

## 第2章 役 員

### (役 員)

第7条 本部に次の役員を置く

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名以内
- (3) 本部員 5名以上10名以内
- (4) 代議員 単位スポーツ少年団ごとに1名

### (役員を選任)

第8条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 本部長は、本協会理事会において推挙し、理事会の議決によって会長が委嘱する
- (2) 副本部長は、本部員会において選任し、本部長が委嘱する

(3) 本部員は、日本スポーツ少年団認定育成員の中から選任する。また、スポーツ少年団に設置されている指導者協議会、基礎体力委員会、スポーツ医科学委員会及びリーダークラブにおける委員長は充て職とする

2 前項のほか、本部長は次の者を指名することができる。

- (1) 本協会役員
- (2) 学識経験者
- (3) 本部長が特に必要として指名するもの

#### (役員任期)

第9条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。  
ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とし、増員する役員任期も同様とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を担う。

#### (役員任務)

第10条 本部長は、本部を代表し、団務を統轄する。また、本部役員会において選出した上川管内スポーツ少年団連絡協議会の代議員を、本部長が委嘱する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは副本部長が代理をする。
- 3 本部員は本部の企画運営等にあたる。

#### (顧問)

第11条 本部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は役員会の承認により本部長が委嘱する。
- 3 顧問は重要事項につき本部の諮問に応じる。

## 第3章 会 議

#### (会議の種類)

第12条 本部の会議は役員会及び代議員会とする。

- 2 会議は本部長が招集し議長となる。

#### (役員会)

第13条 役員会は必要に応じ開催する。

- 2 本部員会、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部の団務を定め執行にあたる。
- 3 本部員会は構成員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 4 本部員会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

#### (代議員会)

第14条 代議員会は毎年1回開催し、次の事項を審議する。

- (1) 規程の改廃
- (2) 事業計画及び報告
- (3) 予算及び決算
- (4) その他業務に関する重要な事項

2 本部長が必要と認めたときは臨時代議員会を招集することができる。

3 代議員会は、代議員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

第15条 代議員会の審議事項は、出席者の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

## 第4章 協議会

### (指導者協議会)

第16条 本部に、指導者の資質及び指導力向上のために指導者協議会を置く。

2 前項に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

### (母集団協議会)

第17条 本部に、母集団協議会を置くことができる。

2 母集団協議会は、スポーツ少年団の活動及び健全な育成援助にあたる。

3 母集団協議会に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

## 第5章 委員会

### (委員会)

第18条 本部に次の委員会を置くことができる。

(1) 基礎体力委員会

(2) スポーツ医・科学委員会

2 各委員会に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

### (臨時の委員会)

第19条 本部には、必要に応じて臨時に委員会を置くことができる。

2 臨時の委員会に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

## 第6章 リーダークラブ

### (リーダークラブ)

第20条 本部に士別スポーツ少年団リーダークラブを置くことができる。

2 リーダークラブに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 第7章 会計

### (会計)

第21条 本部の経費は本協会の一般会計とし、本協会定款で定めるところにより処理する。

## 第8章 事務局

### (事務局)

第22条 本部の事務を処理するために、本協会の事務局員をもってあたる。

## 第9章 本規程の変更

### (規程の変更)

第23条 この規程は本部の合意を得て、本協会理事会をもって変更することができる。

## 第10章 各種研修会上限負担金

### (上限負担金)

第24条 第16条から第20条に規定する関係者が、第5条に規定する事業に自費で出席する場合には、別表に定める基準により負担金を支給することができる。ただし、自費で出席する別表以外のスポーツ少年団事業に関する負担金については、別途、会長が必要と認めた場合に支給することが出来る。

別 表 (自費の場合の上限負担金内訳)

登録区分	道 内	道 外	海 外	主な対象事業
団員登録者	3,000円上限	10,000円上限	30,000円上限	・北海道少年スポーツ大会 ・全国スポーツ少年大会 ・北海道スポーツ少年リーダー研修会 ・日本スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール ・日中青少年スポーツ団員派遣事業 ・日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール ・日独スポーツ少年団同時交流事業
指導者登録者	3,000円 ~ 10,000円上限	10,000円上限	30,000円上限	・北海道スポーツ少年団指導者研究大会 ・北海道スポーツ少年団指導者・母集団研修会 ・体力テスト指導員研修会
認定育成員	10,000円上限	30,000円上限		・スポーツ少年団認定育成員研修会

### 附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月30日から施行する。
- 2 この規程は、昭和61年4月25日から施行する。
- 3 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成3年5月24日から施行する。
- 5 この規程は、平成8年7月12日から施行する。
- 6 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成12年4月13日から施行する。
- 8 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

# 士別スポーツ少年団指導者協議会規程

## (総 則)

第1条 この規程は、一般財団法人士別市スポーツ協会士別スポーツ少年団本部規程第16条に基づき設置された、士別スポーツ少年団指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

## (事 務 局)

第2条 事務局は、士別スポーツ少年団本部内に置く。

## (目 的)

第3条 協議会は、士別スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という。）は、相互の連帯と資質、指導力の向上及び指導活動の促進に務め、スポーツ少年団の育成と発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 指導者相互の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換に関すること。
- (3) 指導者の養成に関すること。
- (4) 指導法と指導技術の研修、情報交換に関すること。
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

## (構 成)

第5条 協議会は、日本スポーツ少年団認定育成員及び日本スポーツ少年団認定員、(公財)日本スポーツ協会公認体力テスト指導者並びに士別スポーツ少年団登録指導員、本部役員から選任されたものをもって構成する。

## (役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 運営委員 5名以内

## (役員を選任)

第7条 役員は、第5条の定める構成員の中から選任し、士別スポーツ少年団本部長が委嘱する。

- 2 前項のほか、学識経験者から若干名を役員として委嘱することができる。
- 3 委員長及び副委員長は役員の内選で決定する。

## (役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を担うものとする。

## (役員任務)

第9条 委員長は、協議会を代表し、会務を統轄する。

- 2 委員長は、協議会の議長となる。また、副本部長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長が職務を代理する。
- 3 運営委員は協議会の企画運営にあたる。

## (総 会)

第10条 総会は毎年1回開催する。

- 2 総会は構成員の半数以上が出席しなければ開会することができない。
- 3 総会は次の事項について審議し、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
  - (1) 事業計画及び事業報告
  - (2) 予算及び決算の承認
  - (3) 役員を選出
  - (4) その他業務に関する重要な事項
- 4 協議会は、事業に関する企画立案及び運営など必要に応じ随時開催することができる。

## (役員会)

第11条 役員会は必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

## (会 計)

第12条 協議会の経費は本部予算の中において経理する。

## (規程の変更)

第13条 この規程は総会の合意を経て、本部の承認を受けてから本協会理事会をもって変更することができる。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和62年7月9日から施行する。
- 2 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成8年7月12日から施行する。
- 4 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成22年9月1日から施行する。
- 7 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

# 士別スポーツ少年団基礎体力委員会規程

## (総 則)

第1条 この規程は、士別スポーツ少年団本部規程（以下「本部」という。）第18条に基づき、設置された士別スポーツ少年団基礎体力委員会に関することを定める。

## (名 称)

第2条 本部の基礎体力委員会（以下「委員会」という。）と称す。

## (事 務 局)

第3条 事務局は、士別スポーツ少年団本部内に置く。

## (目 的)

第4条 スポーツ少年団活動の必須科目である基礎体力づくりを科学的にとらえ、幼少年期における基礎体力向上の調査、研究を行い、心身ともバランスのとれた総合的な体力づくりの実践を図ることを目的とする。

## (事 業)

第5条 この委員会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 体力テストの実施
- (2) 幼少年期における基礎体力の調査・研究
- (3) 基礎体力向上プログラムの研究・開発
- (4) 運動意識の調査と運動実施のかかわり
- (5) 基礎体力の追跡調査の実施
- (6) 基礎体力向上に関する指導法と指導技術における資質の向上・研修
- (7) (公財)日本スポーツ協会公認体力テスト指導員及び判定員に関すること。
- (8) その他、目的を達成するために必要な事項

## (構 成)

第6条 この委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) (公財)日本スポーツ協会公認体力テスト指導員及び判定員
- (2) 日本スポーツ少年団認定育成員
- (3) 日本スポーツ少年団認定員
- (4) 運動学等に関する諸分野の学識経験者
- (5) 本部長が特に必要として指名するもの

## (役 員)

第7条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 運営委員 5名以内

## (役員を選任)

第8条 役員は、第6条の定める構成員の中から選任し、士別スポーツ少年団本部長が委嘱する。

- 2 前項のほか、学識経験者から若干名を役員として委嘱することができる。
- 3 委員長及び副委員長は役員の間選で決定する。

## (役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を担うものとする。

**(役員の仕事)**

第10条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員はこの委員会の会務を処理する。

**(会 議)**

第11条 委員会の会議は、役員会、委員会とし、必要に応じ開催する。

2 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 会議の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

**(会 計)**

第12条 委員会の経費は本部予算の中において経理する。

**(規程の変更)**

第13条 この規程の変更は、委員会の議決を経て、本部役員会の承認を受けなければならない。

**附 則**

1 この規程は、平成3年7月17日から施行する。

2 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成22年9月1日から施行する。

4 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

# 士別スポーツ少年団スポーツ医・科学委員会規程

## (総 則)

第1条 この規程は、士別スポーツ少年団本部規程（以下「本部」という。）第18条に基づき、設置された士別スポーツ少年団スポーツ医・科学委員会に関することを定める。

## (名 称)

第2条 士別スポーツ少年団スポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## (事 務 局)

第3条 事務局は、士別スポーツ少年団本部内に置く。

## (目 的)

第4条 幼少年期のスポーツにおける障害と傷害の調査、研究を行い、発育や発達にあった、正しく安全な活動の実践を図ることを目的とする。

## (事 業)

第5条 この委員会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ医・科学研究に関すること。
- (2) 健康管理に関すること。
- (3) スポーツによる傷害と障害の調査及び防止に関すること。
- (4) スポーツ相談に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

## (構 成)

第6条 この委員会の役員が、次の者をもって構成する。

- (1) 日本スポーツ少年団認定育成員
- (2) 日本スポーツ少年団認定員
- (3) スポーツ医・科学に関する諸分野の学識経験者
- (4) 本部長が特に必要として指名するもの

## (役 員)

第7条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名

## (役員を選任)

第8条 役員は、第6条の定める構成員の中から選任し、士別スポーツ少年団本部長が委嘱する。

- 2 前項のほか、学識経験者から若干名を役員として委嘱することができる。
- 3 委員長及び副委員長は役員の間選で決定する。

## (役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を担うものとする。

## (役員任務)

第10条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員はこの委員会の会務を処理する。

**(会 議)**

第11条 この委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

**(会 計)**

第12条 この委員会の経費は、本部予算の中において経理する。

**(規程の変更)**

第13条 この規程の変更は、委員会の議決を経て、本部役員会の承認を受けなければならない。

**附 則**

1 この規程は、平成3年7月17日から施行する。

2 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

# 士別スポーツ少年団リーダークラブ規程

## (総 則)

第1条 この規程は、士別スポーツ少年団本部規程（以下「本部」という。）第20条に基づき、設置された士別スポーツ少年団リーダークラブに関することを定める。

## (名 称)

第2条 本部のリーダークラブ（以下「クラブ」という。）と称する。

## (事 務 局)

第3条 事務局は、士別スポーツ少年団本部内に置く。

## (目 的)

第4条 スポーツ少年団における青少年リーダーを組織的に育成し、日常の活動をとおり資質の向上を図り、将来のスポーツ少年団指導者に養成することを目的とする。

## (事 業)

第5条 クラブは、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) リーダーの養成（ただし、資格認定に関することは本部事業）
  - ① 士別スポーツ少年団リーダースクールの開催
  - ② 日本スポーツ少年団ジュニア・シニアリーダースクールへの派遣
- (2) リーダーの交流・研修
  - ① 全国・北海道及びブロックスポーツ少年大会への派遣
  - ② 各スポーツ少年大会及びジュニアリーダーへの運営係員派遣
  - ③ スポーツ少年団同時交流への派遣
- (3) スポーツ少年団の集い
- (4) 社会参加活動
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

## (構 成)

第6条 このクラブ会員は、次の者をもって構成する。

- (1) 日本スポーツ少年団ジュニアリーダー及びシニアリーダー
- (2) 士別スポーツ少年団ジュニアリーダー及びシニアリーダー

## (役 員)

第7条 リーダークラブに次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 運営委員 5名以内

## (役員を選任及び任期)

第8条 このクラブの役員は、総会において選出し、本部長が委嘱する。

- (1) 士別スポーツ少年団本部役員並びに協議会、各委員会、学識経験者から選任する
- (2) 本部長が特に必要として指名するもの
- (3) 役員任期は本部役員任期期間とし、再任を妨げない

2 委員長及び副委員長は、役員の中から選任する。また、副委員長には、高校生以上の日本スポーツ少年団シニアリーダー並びに士別スポーツ少年団シニアリーダー認定者から選出することができる

### (役員の仕事)

第9条 委員長は、クラブを代表し、会務を掌理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 運営委員はこのクラブの会務を処理する。

### (会 議)

第10条 役員会を総会とする。

- 2 役員会は、必要に応じ開催する。
- 3 総会は、年1回開催し、次の事項を審議する。また、必要に応じ臨時に開催することができる。
  - (1) 事業計画及び事業報告
  - (2) 予算及び決算の承認
  - (3) その他業務に関する重要事項
- 4 役員会及び総会は、委員長が招集し、その議長となる。

### (指 導 員)

第11条 このクラブに次の指導員を置き、運営全般に指導助言を行う。

- (1) 日本スポーツ少年団育成指導員（1名を主任指導員とする）
- (2) 本部派遣役員

### (リーダー養成)

第12条 士別スポーツ少年団リーダーの資格を得るには、次のスクールを受講し認定を受ける。

#### 1 ジュニアリーダースクール

- (1) 受講資格
  - ① スポーツ少年団登録団員
  - ② 団活動歴2ヶ月以上の小学校5年生以上中学校2年生までの者
- (2) カリキュラムは、次の中から設定する（15単位又は15時間以内）
  - ① スポーツ少年団とは
  - ② スポーツ少年団リーダーとは
  - ③ 活動プログラムの実践（スポーツ活動、交歓交流活動、集団生活、集団行動）
  - ④ 話し合い

#### 2 シニアリーダースクール

- (1) 受講資格
  - ① スポーツ少年団登録団員
  - ② 中学生2年生以上高校3年生までの者
  - ③ ジュニアリーダーの認定者
- (2) カリキュラムは、次の内容を設定する（30単位又は30時間）
  - ① スポーツ少年団とは（意義と原則/組織と活動）
  - ② リーダーとは
  - ③ 少年期の発育発達
  - ④ スポーツの指導
  - ⑤ 安全管理
  - ⑥ 体力テスト
  - ⑦ グループワーク
  - ⑧ 運動プログラム

⑨ 交歓交流活動の実践

⑩ 研究協議

### 3 資格認定

ジュニア及びシニアリーダースクール修了者は「土別スポーツ少年団ジュニア及びシニアリーダー」として認定し、認定書を交付する。

### 4 認定期間

(1) 更新 スポーツ少年団の団員登録をもって更新手続きとする

(2) 喪失 次の各号に該当するとき、その資格を失う

① スポーツ少年団の組織から退いたとき

② リーダーとしてふさわしくない行為があったとき

第13条 日本スポーツ少年団リーダーの養成及び派遣資格は、次のとおりとする。

#### 1 北海道スポーツ少年団ジュニアリーダースクール

(1) 土別スポーツ少年団ジュニアリーダー認定者

#### 2 日本スポーツ少年団シニアリーダースクール

(1) 土別スポーツ少年団シニアリーダースクール認定者及び北海道スポーツ少年団ジュニアリーダー認定者

### (会 計)

第14条 このクラブの経費は、本部予算の中において経理する。

### (規程の変更)

第15条 この規程の変更は、総会の議決を経て、本部役員会の承認を受けなければならない。

### 附 則

1 この規程は、平成3年7月17日から施行する。

2 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成22年9月1日から施行する。